

日田市建築基準法施行細則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」等の一部が改正されたことに伴い、特定建築設備等の定期検査に係る規定の見直しを行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 内容

以下のとおり見直しを行うこと。

- (1) 換気設備に係る規定中、新たに「機械換気設備」を追加し、「建築設備等の定期検査報告」の対象とすること。
- (2) 非常用の照明装置に係る規定中、現行の規定上、対象外とされている「電源内蔵型の非常用の照明装置」について、規定を整理し、新たに「建築設備等の定期検査報告」の対象とすること。

3. 施行の時期

令和7年7月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

建築基準法に基づく告示の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。